

論点整理（案）

1 見直し検証の対象団体の考え方

（1）基本方針の対象団体 54 団体

- ・県が出資・出捐しているすべての団体を原則として対象にする。
- ・次のものは対象外とする。
 - 出資比率 25%未滿の団体のうち民間が設立主体のもの
 - 全国規模の団体など活動が県域を越えるもの
 - 別途審議会を設けている「しなの鉄道」
- ・未出資でも、職員の派遣、反復・継続的な財政支出など県行政と密接な関係を有する団体は対象に含める。

（2）基本方針で外郭団体の定義から外すこととされている団体

（財）信州医学振興会

（3）基本方針における対象除外理由が消滅している団体

しなの鉄道（株）

外郭団体の類型分けについて 別紙参照

2 見直し検証に当たっての基本的な考え方

以下の順に検討

（1）業務の必要性

社会経済情勢の変化等により、事業そのものの必要性に変化はないか。

（2）外郭団体という形態で実施することの当否

民間企業、NPO、県直営など、より適切な実施主体はあるか。

（3）最適な実施方法

- ・現行の実施方法、見直し方針による実施方法は適切か。
- ・単独の外郭団体で、効率的な運営ができるか。
- ・県の関与の程度は適切か。（過度であるために効率性が阻害されていないか。過少であるために弊害が生じていないか。）

3 団体の廃止など重要な課題がある団体を重点的に検証

外郭団体の類型分け

「外郭団体」と呼ばれるものには、明確な定義はないが、その類型を分類するとおおむね以下のとおりとなる。

- 1 県の行政の一部を担う（行政の代替、補完）団体として、県の主導で設立・運営（県から人材、資金等）
 - （1）特別法に基づいて設立（特別法で役割を規定）
土地開発公社、道路公社、農業会議、社会福祉協議会 など
 - （2）財団法人・社団法人等の制度を活用
社会福祉事業団、文化振興事業団、下水道公社 など

 - 2 地域振興、産業振興などの目的で、民間で十分に提供されないサービスを供給するため設立・運営（県から人材、資金等）
 - （1）県単独
林業公社、住宅供給公社 など
 - （2）民間や他の地方公共団体等と協調
しなの鉄道、松本空港ターミナルビル、長寿社会開発センター、
中小企業振興センター、テクノ財団 など

 - 3 出資比率が低いなど、設立は必ずしも県主導ではないが、県行政と密接な関連（近似性）があるとして県から事業支援のため補助したり、職員の派遣をするなどして運営
消防協会、林業コンサルタント協会、健康づくり事業団、体育協会 など
- （参考）外郭団体の範囲に含まれないもの
- 1 設立時に資金援助的に出資（おつきあい出資）するが、県以外の者が主導で運営
エムウェーブ（長野市の外郭団体）、民間放送会社（民間主導）、全国を活動範囲とする団体（国主導） など
 - 2 業界団体（人材として県OBが行っている場合もある。）
土地改良団体連合会、建設業協会、経営者協会 など
 - 3 県が行政の一環として設立・運営に関与（許認可、監督など）
財団法人・社団法人、NPO法人、社会福祉法人、学校法人 など
 - 4 契約等に基づいて県業務の一部を委託
公の施設の管理を行わせる指定法人、施設管理の一部を請け負わせる会社